

## 品川区食品衛生関係不利益処分取扱要綱

制定	平成12年3月31日	要綱	第64号
改正	平成14年12月26日	要綱	第105号
改正	平成16年2月27日	要綱	第10号
改正	平成17年11月9日	要綱	第93号
改正	平成18年5月29日	要綱	第109号
改正	平成21年3月10日	要綱	第71号
改正	平成21年10月1日	要綱	第392号
改正	平成24年9月26日	要綱	第204号
改正	平成25年4月1日	要綱	第51号
改正	平成27年3月27日	要綱	第122号
改正	平成27年9月28日	要綱	第491号
改正	平成28年3月31日	要綱	第140号
改正	令和2年6月1日	要綱	第125号
改正	令和3年6月1日	要綱	第214号
改正	令和3年11月5日	要綱	第324号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の規定に基づく営業許可の取消しまたは営業等（法第68条第1項および第3項の規定により準用されるおもちゃおよび営業以外の給食の供給を含む。以下同じ。）の禁止もしくは停止その他必要な処分（以下「不利益処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### (基本原則)

第2条 法において規定された違反を確認し、不利益処分を行う場合には、時機を失することなく的確かつ厳正に行われなければならない。

### 第2章 廃棄処分および危害除去処置命令

#### (廃棄処分)

第3条 法第59条ならびに第68条第1項および第3項の規定により準用される法第59条の規定に基づく廃棄処分は、違反があった食品、添加物、器具、容器包装またはおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の食品衛生上の危害の発生を除去するために必要な処置とし、再製、転用、返品等が不適当な場合に行うものとする。

#### (危害除去処置命令)

第4条 法第59条ならびに第68条第1項および第3項の規定により準用される法第59条の規定に基づく危害除去処置は、取扱改善命令、販売禁止命令、使用禁止命令、物品の回収命令または移動禁止命令により行うものとする。なお、当該違反食品等について再製、転用、返品等が適当であると認められる場合は、次による不利益処分を行うものとする。

- (1) 当該違反食品等が販売の過程にある場合は、販売禁止命令を行うものとする。
- (2) 当該違反食品等が製造または使用の過程にある場合は、使用禁止命令を行うものとする。

### 第3章 営業等の停止および禁止、営業許可の取消しならびに施設または設備の改善命令 (営業等の停止)

第5条 法第60条、第61条ならびに第68条第1項および第3項の規定により準用される法第60条および第61条の規定に基づく営業等の停止は、営業等の全部または一部について、別表に掲げるところにより、期間を定めて行うものとする。

#### (営業等の禁止)

第6条 法第60条、第61条ならびに第68条第1項および第3項の規定により準用される法第60条および第61条の規定に基づく営業等の禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができない場合、または営業許可を取消すまでに至らないが違反行為が重大な場合に営業等の全部または一部について行うものとする。

#### (営業許可の取消し)

第7条 法第60条、第61条ならびに第68条第1項の規定により準用される法第60条および第61条の規定に基づく営業許可の取消しは、営業を継続することが食品衛生上きわめて危険であり、かつ、社会公共に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

#### (施設または設備の改善命令)

第8条 法第61条ならびに第68条第1項および第3項の規定により準用される法第61条の規定に基づく施設または設備の改善命令は、法第54条および条例第6条に基づく施設基準または設備基準に合致させるため整備改善を要する場合に、期間を定めて行うものとする。

その期間の算定は、整備改善箇所の大小または、食品衛生上の安全を確保するために必要な期間を十分に考慮して行うものとする。

## 第4章 減算

### (減算)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、停止日数を減算することができる。

- (1) 営業等の停止処分が行われる以前に営業者等において自主的に休業し、事件拡大防止等の措置を行った場合（この場合、減算日数は、営業停止処分日に連続した休業日数とし、かつ、停止日数の3分の2を超えてはならないものとする。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、別に要領で定める場合

## 第5章 その他

### (上申)

第10条 保健所長は、不利益処分を必要と認めるときは、区長に上申しなければならない。

### (報告)

第11条 保健所長は、不利益処分を行ったときは、その処理経過を速やかに区長に報告するものとする。

### (聴聞および弁明の機会の付与)

第12条 区長は、不利益処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、意見陳述のための手

続を執るものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

(1) 聴聞

ア 営業許可の取消しをしようとするとき。

イ その他区長が必要と認めるとき。

(2) 弁明の機会の付与

前号に該当しないとき。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。ただし、別表中法第 11 条第 1 項に規定される輸入食品に係る規制（輸出国側での HACCP に基づく衛生管理）の改正規定については令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

2 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までにおいては、別表中「法第 50 条の 2 第 2 項」とあ

るのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 1 条の規定による改正前の食品衛生法第 50 条第 2 項」とする。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者に対する不利益処分については、なお従前の例による。

別表

食品衛生法

不利益処分 条項	違反条項	違反条項の規定事項	営業停止日数	
第60条	第6条	不衛生な食品等の販売等の禁止	事故発生の場合	7日以上30日未満
			上記以外の場合	1日以上10日未満
	第8条第1項	指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出	1日以上	10日未満
	第10条	病肉等の販売等の禁止	10日以上	30日未満
	第11条第1項	輸入食品に係る規制（輸出国側でのHACCPに基づく衛生管理）	3日以上	15日未満
	第11条第2項	輸入食品に係る規制（衛生証明書の添付）	3日以上	30日未満
	第12条	指定外添加物等の販売等の禁止	7日以上	30日未満
	第13条第2項	基準または規格に合わない食品等の販売等の禁止	指定食品以外に 使用した場合	5日以上20日未満
			上記以外の場合	3日以上15日未満
	第13条第3項	農薬等が基準を超えて残留する食品の販売等の禁止	3日以上	15日未満
	第16条	有毒有害な器具等の販売等の禁止	5日以上	20日未満
	第18条第2項	基準または規格に合わない器具等の販売等の禁止	3日以上	15日未満
	第18条第3項	器具等から基準を超えて溶出する成分の使用禁止	3日以上	15日未満
	第19条第2項	表示の基準に合わない器具等の販売等の禁止	1日以上	10日未満
	第20条	虚偽表示等の禁止	1日以上	10日未満
	第25条第1項	製品検査合格表示のない食品等の販売等の禁止	3日以上	15日未満
	第26条第4項	検査命令未対応食品等の販売等の禁止	3日以上	15日未満
	第48条第1項	食品衛生管理者の設置	3日以上	15日未満
	第50条第2項	衛生基準の遵守	3日以上	15日未満
	第51条第2項	公衆衛生上必要な措置の基準の遵守	3日以上	15日未満
	第52条	公衆衛生上必要な措置（器具容器包装製造施設）	3日以上	15日未満
	第53条	器具容器包装の事業者間での情報伝達	1日以上	10日未満
	第7条第1項から第3項まで	新開発食品等の販売禁止	3日以上	15日未満
	第9条第1項	特定の食品または添加物の販売等の禁止	3日以上	15日未満
	第17条第1項	特定の器具等の販売等の禁止	3日以上	15日未満
	第55条第2項 第1号または第3号	営業許可申請者の欠格条項	3日以上	15日未満
	第55条第3項	許可の条件	3日以上	15日未満
	第61条	第54条	営業施設の業種別基準	3日以上
第60条	第68条第1項	おもちゃへの準用	3日以上	15日未満
第61条	第68条第3項	学校・病院等への準用	業務停止 7日以上	30日未満